平成２５年（フ）第４２１号
北九州市小倉南区上吉田２丁目12番３号105
債務者　里　　夏恵
1　決定年月日時　平成25年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第４２４号
北九州市門司区浜町１番17―201号
債務者　山本テル子
1　決定年月日時　平成25年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第４４０号
北九州市小倉北区中井５丁目13番14―504号
債務者　天野　佳奈
1　決定年月日時　平成25年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第４４２号
福岡県中間市弥生１丁目21番10号
債務者　松本　賢司
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第４０２号
北九州市八幡西区木屋瀬４丁目６番17号
債務者　高梨　正子
1　決定年月日時　平成25年７月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月25日まで福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第４４号
青森県五所川原市字雛田117番地19
債務者　工藤　孝志
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２５年（フ）第１０１７号
名古屋市港区西茶屋１丁目35番地の６　市営西茶屋荘１棟603号
債務者　堀田　広子
1　決定年月日時　平成25年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１１３７号
愛知県半田市七本木町１丁目66番地の２　ラゲット　アンブラ101号室、従前の住所愛知県半田市花田町２丁目85番地の５
債務者　四辻　　良
1　決定年月日時　平成25年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１１３８号
愛知県半田市七本木町１丁目66番地の２　ラゲット　アンブラ101号室、従前の住所愛知県半田市花田町２丁目85番地の５
債務者　四辻　綾香
1　決定年月日時　平成25年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１２２７号
名古屋市港区港楽１丁目１番１―210号　港楽ハイツ
債務者　齋藤　　清
1　決定年月日時　平成25年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第７７号
青森県八戸市大字白銀町字姥久保11番地７　ＡＢＹＳＳ２階Ｆ号室
債務者　関下　良子
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２５年（フ）第２１９４号
大阪府寝屋川市萱島南町14番20号
債務者　山本　保男
1　決定年月日時　平成25年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月18日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２２１４号
大阪府豊中市新千里南町３丁目32番２号、前住所大阪府吹田市五月が丘西１番Ｂ―308号
債務者　里見　　武
1　決定年月日時　平成25年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月18日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２６１８号
大阪府東大阪市衣摺１丁目10番８号　ＹＯＵハイム衣摺101号
債務者　五味川　勉
1　決定年月日時　平成25年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月18日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２７４１号
大阪府枚方市宮之阪１丁目17番１号宮之阪ウェーブ703号室鈴木由喜方、住民票上の住所神戸市東灘区魚崎中町２丁目10番18号
債務者　山根　一晃
1　決定年月日時　平成25年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月18日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２７９０号
大阪市西区南堀江４丁目４番20―806号
債務者　小谷　征司
1　決定年月日時　平成25年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月18日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２８２８号
大阪府寝屋川市堀溝３丁目２番23号
債務者　吉松　健一
1　決定年月日時　平成25年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月18日まで大阪地方裁判所第６民事部